

## 36 協定書と 36 協定届について

時間外・休日労働が生じるときは、

労働者代表と使用者で合意のうえ、36 協定書（労使協定）を締結

36 協定書（労使協定）の内容を 36 協定届（様式 9 号等）に記入

36 協定届を労働基準監督署に提出

常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により周知

することが必要です。



行政手続における押印の見直しやデジタル化を行うため、労働基準法施行規則の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から 36 協定届の様式が新しくなっています。

第一の改正点として、労働基準監督署に届け出る 36 協定届について、使用者の押印及び署名が不要となりました（記名はしていただく必要があります。）。

**36 協定届について、労働者代表の押印及び署名は改正前から不要（記名は必要）です。**

36 協定書（労使協定）と 36 協定届を兼ねる場合には、労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により 36 協定書（労使協定）を締結しなければなりません。この点につきましては、厚生労働省が告示した「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令に関する Q & A」1 - 5 に次の質疑応答がありますので、参考にしてください。

**Q 協定書や決議書における労使双方の押印又は署名は今後も必要ですか。**

**A 協定書や決議書における労使双方の押印又は署名の取扱いについては、労使慣行や労使合意により行われるものであり、今般の「行政手続」における押印原則の見直しは、こうした労使間の手続に直接影響を及ぼすものではありません。引き続き、記名押印又は署名など労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法で締結していただくようお願いします。**

第二の改正点として、36 協定書（労使協定）の適正な締結に向けて、36 協定届の労働者代表についてのチェックボックスが新設されました。

令和 5 年 4 月時点での最新の様式については、厚生労働省ホームページ主要様式ダウンロードコーナー（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>）を参照してください。検索エンジンで「36 協定届 様式」などと検索した場合、古い様式が検索結果に表示されることもありますので、お手数ですが上記 URL に掲載されている新様式をご利用いただきますようお願いします。